テーマ : 基金

施設園芸等燃油価格高騰対策基金

平成29年11月14日 農林水産省生産局

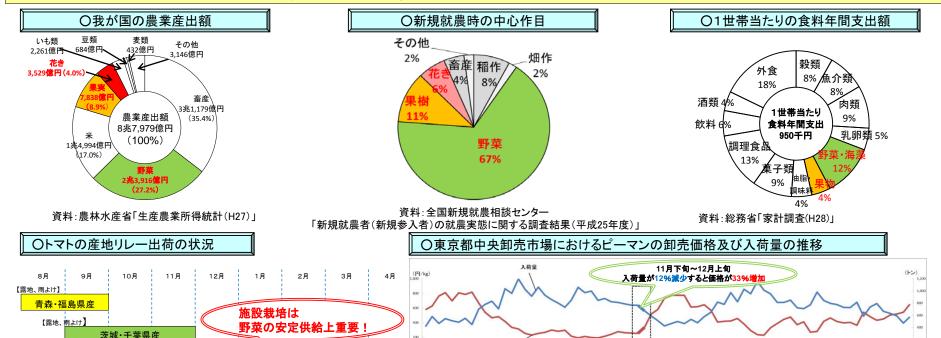
施設園芸の重要性

- 野菜・果樹・花きといった<mark>園芸作物は、生産面では、我が国の農業産出額の約4割</mark>を占めるとともに、自らの工夫で高付加価値化しや すいことなどから、新規就農者の84%が中心作目として選択する重要な品目。
- 消費面では、食料の支出金額に占める割合が最も高く、国民消費生活上重要な品目。また、野菜は、供給量の変動が価格に大きく影響するため、年間を通じて供給の安定化を図ることが国民の食生活を守る意味で重要。
- 野菜等の周年安定供給を図る上で、季節や天候の影響を受けにくい施設園芸は重要な役割を果たしている。

【ハウス(加温)】

熊本•愛知県産

5月まで出荷



燃油使用期間

燃油使用期間

燃油使用期間

施設園芸等における燃油価格高騰の影響

- 施設園芸等は、経営費に占める光熱動力費の割合が極めて高く、漁業と同様に燃油価格高騰の影響を受けやすい業種。
- 〇 燃油は、地政学上のリスクや為替、国際的な商品市況の影響により、価格の乱高下を繰り返しており、今後の価格の見通しを立てる ことが困難な生産資材である。

○施設園芸と水田作の農業経営費の比較

(単位:千円/10a)

			(十四: 11]/100/
	農業経営費	粗収益	農業所得
施設ピーマン	2, 376	4, 574	2, 198
施設トマト	1, 963	3, 136	1, 173
施設ばら	2, 590	3, 462	872
水田作	87	110	23

資料:平成27年 個別経営の営農類型別経営統計

H19.1月 5月 9月 H20.1月

5月 9月

9. H22.1∮

5 9 9 H23.1

(円/リットル) 126円/リットル (H20.8月) 73.6円/リットル (H29.9月) (H29.9月) (H21.5月)

5月 9月 H25.1月

5月 9月 H26.1月

5

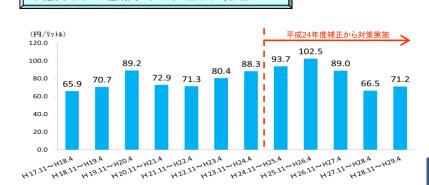
5

〇農業経営費に占める光熱動力費の割合

施設園芸等	施設ピーマン	29%		
	施設トマト	14%		
	施設ばら	35%		
	茶(加工)	27%		
露地作	露地ピーマン	4%		
果樹作	露地みかん	5%		
水田作	稲作	5%		
漁業	いか釣(沿岸)	26%		

資料: 平成27年 個別経営の営農類型別経営統計、平成27年漁業経営調査報告。

〇施設園芸の加温期間におけるA重油平均価格



施設園芸等燃油価格高騰対策

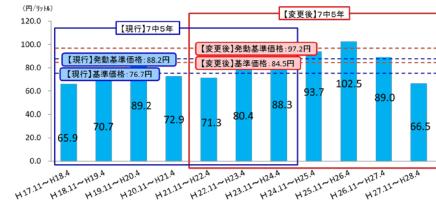
○ 燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営への転換を進めるため、省エネルギー等対策推進計画を策定し、燃油使用量の省エネルギー化や燃油コストの変動抑制に計画的に取り組む産地を対象として、燃油価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットを構築。また、平成29事業年度からセーフティネットの発動要件と加入要件を見直し。

【燃油価格高騰対策の基本的な仕組み】 燃油価格高騰の影響を受けにくい経営に転換 〇 省エネルギー等対策推進計画を策定し、燃油使用量の15%以上削減等に取 り組む産地に対して、省エネ等の取り組みだけではカバーできない燃油価格高騰 の影響を緩和するセーフティネットにより経営の安定を図る。 施設園芸の産地において省エネルギー等対策推進計画を策定 例:燃油使用量削減目標(▲15%以上)と目標達成に向けた取組手段を設定。 ※新たに対策に取り組む施設園芸等産地の場合。 省エネ推進計画を実践することで、 燃油使用量 計画策定時 1年日 2年日 3年日 セーフティネットを構築(補助率:1/2) セーフティネット発動基準価格 セーフティネットの発動 セーフティネットの発動 (基準価格×115%) 基準価格(過去のA重油価格の7中5平均)

【平成29事業年度からの見直し】

【セーフティネットの発動要件】

平成24年度以降固定してきた発動基準価格を、直近年のデータを用いて更新。



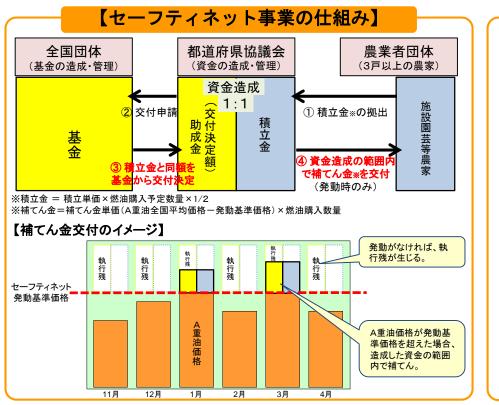
【セーフティネットの加入要件】

既に3年間省エネ化に取り組んだ産地が引き続き加入する場合の要件を追加。 (以下のいずれか一つ: 更なる省エネ化等を促進)

- ・「省エネ設備の導入等による10a当たりの燃油使用量をさらに15%以上削減」
- ・「栽培技術等の改善により、生産物1トン当たりの燃油使用量を15%以上削減」
- 「民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動を抑制」

セーフティネット事業の仕組みと所要額の考え方

- 〇 本事業は、加入した農業者からの積立金と同額の助成金を交付し、資金を造成。燃油価格が高騰し、セーフティネットが発動した際には、造成した資金の範囲内で補てん金を支払う仕組み。
- 〇 平成31事業年度までの所要額は、資金造成額が過去最大であった26事業年度の実績額を基に実際の執行率も考慮して積算。



【31事業年度までの所要額の考え方】

【セーフティネット事業の所要額】

資金造成額が過去最大であった<u>平成26事業年度の交付決定額(6,165百万円)</u>を年度当初に確保することを基本として、<u>過去の執行率(施設園芸等セーフティネット構築事業の交付決定額に対する発動額の割合の最大値:56%)を考慮し、交付決定額の44%は翌年に<u>繰り越す</u>と見込んで積算。</u>

【推進事業費(事務費)の所要額】

平成27事業年度でリース事業が廃止されたことを踏まえ、 過去の実績(57百万円)から圧縮して積算(51百万円)。

○ 上記の考え方により、<u>平成29~31事業年度まで</u>の所要額として、毎事業年度の所要額を積算し、<u>13,223百万円</u> (セーフティネット事業(61.7億×0.56+61.7億×0.56+61.7 億)+推進事業費(0.5億+0.5億+0.5億))を見込んだ。